

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月21日

多摩市議会議員 いちち恭子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 “一斉休校”後の子どもたちの生活と学習について

2 これからの教育がめざすものは？

～子どもと教員、それぞれの立場で考える

答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月21日	No.12
	午前10時40分	

項目別質問内容

1	“一斉休校”後の子どもたちの生活と学習について コロナ禍はほとんど全ての国民に多大な影響を及ぼしていますが、特に子どもたちにとっては一日一日が大切な成長の過程であり、後々まで響くほどの負荷をかけないよう最大限の配慮を示さなければなりません。コロナ災害が子どもの日常や学習に与えた変化と、それに対して行政は何ができるか、何をしなければならないと考えているかを伺います。
	(1) 休校の間、子どもの学びの権利を守るために各校が努力したことと思いますが、その方法は学校ごとに差があったと聞いています。内容・手法を調査検討し、市として一定のガイドラインを設ける考えはありますか。また、1人1台のタブレット導入後は、非常時の学習環境をどのように整備する予定でしょうか。
	(2) 休校中の生活状況について、児童及び保護者にアンケート等の調査を行ったか、もしくは行う予定があるかを伺います。
	(3) 学校が家庭からの避難所であるような状態の児童にとって、休校と自宅学習の日々は格別に辛いものだったのではないのでしょうか。そうした子どもたちへのフォローやケア、また今後の非常時対応を見越した支援、サポート方法について、市の考えを伺います。
2	これからの教育がめざすものは？ ～子どもと教員、それぞれの立場で考える 国が提唱する GIGA スクール構想に基づいて、本市でも ICT 機器を駆使した授業が更に増えていくと思われます。しかし一方、子どもの健康と成長に影響を与える新技術の管理・運用については、これまでのところあまり厳密に考えられてきたという印象がありません。子どもの視力低下や不定愁訴、ゲーム依存などの弊害が増えている現実を踏まえ、しっかりと対策を取るのは大人の側の責任です。 他方、多摩市は学校図書館の整備や読書活動推進計画の策定などを進めており、また自然と触れ合ったりエネルギー問題を考えるといった意欲的な教育を手掛けてきました。こうした取り組みは大変素晴らしく、子どもたち自身の感性や積極性はもちろんのこと、指導する教職員の努力も並々ならぬものと深く感謝しております。 ところで、教員の過重労働が指摘され働き方改革を行うと言われながら、実際はさほど状況が改善されていないのが実情です。スクールサポートスタッフの導入は多くの学校で歓迎されていますが、その一方で早期の英語教育、プログラミング学習、ICT 教育など新たに取り組む課題が増えており、現場の先生方から「余裕ができた」という声はさほど聞かれません。

項目別質問内容

児童の豊かな学びのためにも、意欲ある教員がゆとりをもって仕事に取り組める条件づくりは極めて重要です。しかし現実には労働環境や賃金面の厳しさが改善されず、なり手不足は依然として進行中です。事実上希望者のほぼすべてが教員採用試験に合格しうる状況のもと、適性に疑問のある人材までが教職に就きうる現状への憂慮もやみません。 これらの問題は一自治体のみで解決できるものではありませんが、地域の教育行政がになう責務は極めて重いものです。大切な子どもたちを教え育てる最良の環境を追求したいという観点から、以下質問いたします。
(1) 校長会では文部科学省が発行している『児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック』の内容について認識を共有していますか。また、子どもの健康やネット犯罪等に配慮した対策について話し合われたことがあれば、その内容を教えてください。
(2) タブレットの保管場所の確保と仕様について、現時点で決まっていることを教えてください。
(3) 市では「ICT 教育と従来の学習方法のベストミックスを構築する」としていますが、具体的にどのような運用を考えているのでしょうか。特に、学年ごとのバランスの取り方を中心に伺います。
(4) コロナ禍ではからずも短期間ながら実現した“20 人学級”は、生徒にも教員にも大変好評だったと把握しています。社会的にも要望の声が高まっていますが、これについて市側の見解を伺います。
資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）
①休校中の児童の生活内容や自習実態に関する調査

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 2 年 8 月 17 日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1. 「子どもたちに少人数学級をプレゼントする」準備を急いですすめるために…その条件をいまから整える課題について
2. 「2020 年 7 月豪雨」での被災対応に学び、これを多摩市の水害対応に生かしていくために…特に「防災ラジオ」の有効性と「分散型避難」への対応について
3. 「選挙権の行使の保障」にあたってのいくつかの提案…コロナ禍のもとで重要性を増している「郵便投票」の拡充、立候補する側の立場での「選挙権」の保障など

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 2 年 8 月 1 7 日	No. 1 3
	午後 4 時 3 5 分	

項 目 別 質 問 内 容

1. 「子どもたちに少人数学級をプレゼントする」準備を急いですすめるために…その条件をいまから整える課題について

教職員を超多忙から解放し、子どもたちの学ぶ権利をしっかりと保障するために、これまでも少人数学級の必要性が訴えられてきましたが、6月からの学校再開にともなって、子どもたちをコロナウイルスから守りつつ学校を再開していくために、3密のうち、とりわけ、31人以上が在籍しているクラス（教室）の「密集」「密接」を解決する決定打としての少人数学級（20人～30人学級）の重要性が、ますます高まっています。

市内の小・中学校のそれぞれの学級の在籍児童（生徒）数について、**過密と考えられる①31人以上の学級数**とその割合、**超過密と考えられる②36人以上の学級数**とその割合を、教育委員会に調べていただきました。過密と考えられる①31人以上の学級数の全体に占める割合は、平均で、小学校では40%、中学校で80%です。超過密と考えられる②36人以上の学級数の割合は、平均で、小学校では12%、中学校では27%です。

さらに、個々の学校ごとに見ていきますと、過密の①では、小学校は、第一小学校が100%、連光寺小学校が75%、東落合小が50%、大松台小が47%、第二小が44%……などとなります。中学校では、多摩中・鶴牧中・落合中が100%、青陵中が78%、和田中が75%、諏訪中が63%……などとなります。

超過密の②ではどうか？ 小学校では、第一小が30%、瓜生小が29%、東寺方小が27%、第二小・北諏訪小が25%……、中学校は、多摩中が67%、和田中が42%、青陵中が33%……などとなります。

全体として、中学校のほうが過密度が高く、またおしなべて、ニュータウン区域に比べ、既存地域の学校のほうが過密度が高い傾向にあります。

今後、少人数学級を実現していくうえで、多摩市・多摩市教育委員会として考えなければならない問題は、必要な教室数です。少人数学級を実現するうえで必要な要素は、まず教職員を増やすことですが、いくら教職員を増やしても、教室数が足りなければ、少人数学級を実現することはできません。

とりわけ、既存地域の小学校・中学校では、増築などをおこなって、教室数そのものを増やす必要があると考えられます。

コロナ禍のもと、少人数学級の実現は、すでに政府の検討事項にもなっています。今年の「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）には、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」が盛り込まれましたが、7月22日の衆議院文部科学委員会で、萩生田光一文科大臣は、日本共産党の畑野君枝議員の質疑に対し、「現在の64平方メートルの部屋（教室）に40人が入る環境が、本当に今後の感染症に耐え得るか、しっかり考えていかなければならない。少人数の有効性を深掘りしたい」と答弁し、「骨太方針」の「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」の検討対象に「小学1年を1学級35人以下、それ以外を同40人以下としている」現行の「義務教育標準法」の見直しが含まれていることを認めました。

以上のことをふまえ、多摩市の小・中学校に少人数学級を実現していくうえ

項 目 別 質 問 内 容

で、何をいまから、準備しなければならないか？ということについて、以下、市長及び、教育長はじめ市教育委員会の見解を質します。

- (1) 多摩市の小・中学校における少人数学級の必要性、その効果について、市長及び市教育委員会の見解をお聞かせください。とりわけ、コロナ禍のもとで、これに対応する観点での必要性について、お聞かせください。
- (2) 前項の質問に関連して、現状で市内の小・中学校に存在する①31人以上在籍する教室、②36人以上在籍する教室は、3密の「密集」「密接」に該当するのか？しないのか？ 市長及び市教育委員会の認識をお聞かせください。
- (3) 市内の小・中学校のすべての学年において、現状の児童（生徒）の在籍数を前提にして、仮に「25人学級」を実現する場合、それぞれの小・中学校で、何名の教職員が必要で、それは現行に比べ、何名増になるのか？ お答えください。また、教室数をどれだけ増やす必要があるのか？ お答えください。

2. 「2020年7月豪雨」での被災対応に学び、これを多摩市の水害対応に生かしていくために…特に「防災ラジオ」の有効性と「分散型避難」への対応について

7月、「令和2年（2020年）7月豪雨」は、特に熊本県・大分県・宮崎県はじめ九州地方に、「線状降水帯」が甚大な被害をもたらしました。あらためて、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべてのみなさまにお見舞いを申し上げます。

各地で、災害にどう対応したのか？につぶさに学んでいくことは、私たちの街の防災に、すぐに活かしていくことができます。

今回の質問では、このなかで2つのことに絞って取り上げます。

1つは、防災ラジオの効果です。これまでも、さまざまな災害で、災害情報、避難情報を、対象となる全住民に的確に届けるうえで、防災ラジオの有効性が示されてきましたが、今回の「7月豪雨」においても、熊本県人吉地方や大分県日田地方において、おおいにその威力が発揮されたと伝えられています。

2つめは、救援物資の供給方法の工夫を含む分散型避難方式にともなう課題の検証です。分散型避難によって、必然的に避難所の数が増えます。また、安全を確認したうえでの2階等での現在地避難、また縁故避難などでも、救援物資を必要とする避難者のもとに、なかなか物資が届かない問題も指摘されました。

これらをふまえて、以下、具体的に、市長の見解を質します。

- (1) 防災ラジオの導入の必要性について、私が、昨年の12月議会の一般質問で取り上げたさいの総務部長の答弁は「研究をさせていただきたい」というものでした。どのように研究されたのか？お答えください。導入にあたって、どんなハードルがあるのか？ また、「7月豪雨」での防災ラジオの活用を受けての必要性についての認

項目別質問内容

識をお答えください。

(2)現状で、「分散型避難」のイメージをどのように考えているのか？ お答えください。

(3)前項の質問に関連して、「分散型避難」の拡大は、「避難先」を増やすことでもあります。救援物資等を円滑に、スピード感をもって届ける具体策について、現状で検討していることについてお答えください。また、浸水想定区域から、ニュータウン区域など、比較的遠隔地の避難所に一定数の避難者、特に移動に困難をとまなう高齢者、障がい者のみなさんに足を運んでもらうための具体的な手立てについて、お答えください。

3.「選挙権の行使の保障」にあたってのいくつかの提案…コロナ禍のもとで重要性を増している「郵便投票」の拡充、立候補する側の立場での「選挙権」の保障など

今回の都知事選挙は、コロナ禍のもとでの初めての選挙でした。3密を避けるために、さまざまな工夫と努力をされた選挙管理委員会はじめ市職員のみなさんに敬意を表します。

今回、コロナ禍という未曾有の事態のなかで、有権者と話をしていて、私が強く印象に残ったのは、肺がんの予後にコロナ禍が加わって、医師から「投票所など人の多いところへの出入りをストップされている」男性からの訴えでした。「せっかく郵便投票という制度がありながら、要介護度が重い方にしか認められず、私のようなものが投票できないというのは納得できない」というものでした。

また一方、公営掲示板にポスターを貼った市民からは、公営掲示板の位置、立地によって、貼るのに危険性をともなう箇所が何ヵ所かあったという声も聞きました。立候補する側の市民にも、選挙権を保障する必要があると考えます。

この立場で、以下、具体的に、多摩市選挙管理委員会の見解を質します。

(1)投票権の行使にあたって、投票所までの移動に困難を抱える方、また、コロナ禍のもとで、そもそも投票所には行けない方などの投票する権利は、どのように保障されるべきでしょうか？ その解決策の1つとして、「郵便投票制度」があります。現状では、重度身体障がい者など、かなり限定的にしか認められていません。2016年9月議会での私の質問に対する答弁では、その背景に「不正投票があった」ことがある旨の答弁がありました。しかし、そのことをもって、広範に「郵便投票」を認めないのは、著しく投票する権利を阻害していると考えます。このことについて、多摩市選挙管理委員会の見解を求めます。

(2)一般の市民が容易にポスターを貼ることができるという点では、公営掲示板の立地、形状が場所によっては、かなり困難をもたらしている現状についても、2016年9月議会での私の質問に対する答弁では、「ポスターの張りやすさという

項 目 別 質 問 内 容

面では多少不便なところもあるかもしれませんが。今後そのような場所については移設を検討していきたいと考えています。したがって、代替地が見つかるまで、引き続き現在の場所を利用させていただき、新たな場所については法の趣旨を踏まえ、ポスター掲示場の設置場所を選定していきたいと考えています」との答弁がありました。あまり、改善されていない状況が、引き続き、存在すると考えますが、多摩市選挙管理委員会の見解を求めます。

資料要求

- ①「質問１－（３）」に関連して、各小中学校ごとに、①必要な教職員の数（現行に比べ何名増になるか？も含め）、②必要な教室数（現行に比べ何教室増になるか？も含め）。
- ②「質問２－（１）」に関連して、防災ラジオに関する資料。
- ③「質問２－（２）」に関連して、ニュータウン区域の避難所、新しく想定している避難所など、何ヵ所ぐらいになるのか、その資料。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2020年8月21日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 コロナ禍の下での医療と公衆衛生
- 2 「ジェンダー平等」の実践をすすめるために

答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月21日	No. 14
	午前9時43分	

項 目 別 質 問 内 容

1 コロナ禍の下での医療と公衆衛生

3月議会で、全国的な病院閉鎖問題と東京都の都立病院と公社病院の「独立行政法人化」の問題点を提起する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一般質問は急きょ中止となりました。それから5カ月あまり、医療や公衆衛生に対する見方は大きく変わってきました。改めて、多摩市民のくらしと安全を守る視点で考えていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中で、「地方には施設を備えた病院が不足している。重症患者さんの受け入れはできない」という悲痛な声が聞かれました。ところが、昨年9月、厚生労働省は「再編統合の議論が必要」という方向で、全国424病院のリストを発表しており、今のところその方向性を変える発表は行われていません。病院長や市町村長から「あまりに地域の実情を踏まえない一方的やり方」という声が上がりました。厚労省の基本方針は、利用者の少ない、不採算の病院は閉鎖や統合しかたなしというもので、その中で起きたのが今回の感染症の広がりです。

東京都では、小池知事が昨年12月の第4回定例会の所信表明で、突然、すべての都立病院8病院と、6つの公社病院の経営形態を独立行政法人に移行すると表明。今年3月末には、2022年度内に独立行政法人化する方針「新たな病院運営ビジョン」を決定しました。都議会などで、一部会派が「都立病院の赤字解消に都が400億円もの税金を投入している」という趣旨の発言をしています。これは診療報酬だけでは採算がとれない小児・周産期医療や感染症対策、難病医療、島しょ医療など行政的医療を支えるための必要不可欠な支出です。明治初期に流行したコレラやチフスなど感染症の流行に伴い開設された都立病院が、140年後の今、いち早く感染者を受け入れるなど、民間病院では支えきれない公的な役割を果たしていることは、誰もが否定することのできない現実です。すでに独立行政法人化された「東京都健康長寿医療センター」では、病床数の削減、差額ベッド増など病院の経営優先策が優先されています。都民の命とくらしを守るために都立病院・公社病院の独立行政法人化は見直すべきです。また、多摩市には直接管轄の保健所がないことにより、情報提供も十分ではないと同時に、対応窓口の少なさに電話も通じないなど混乱もおきました。

一方、多摩市では「多摩市版地域医療連携構想」が策定されました。地域医療のあるべき姿として「高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指す」としていますが、具体的にそれが実現する道筋に向かっているのかも含め以下質問いたします。

- (1) 今回の新型感染症拡大の中で、病床削減・統廃合への財政支援を進める国の「地方医療構想推進策」について多摩市はどう受け止めていますか。
- (2) 東京都が進めようとしている都立病院の独立行政法人化は、5,000床を超す病院の直営をなくす重大な方針であるにもかかわらず、都議会に報

項目別質問内容

告し十分な審議をする場をもっていません。また、多摩市民にも、「多摩総合医療センター」や「小児総合医療センター」の利用者がたくさんいます。多摩市はこうした東京都の動きについてどのように考えているのでしょうか。

- (3) 「多摩市版地域医療連携構想」でも、多摩市の課題や解決方向が一定示されていますが、その対応は簡単なものではありません。特に、以下のような点について市の考え方を教えてください。

- ① 在宅医療を躊躇する傾向があります。ということが原因になっていると分析しているのか、また解決のためにはどうすればよいと考えているのか。
- ② 独居、認知症の方への医療的な問題での対応策についての考えを伺います。

- (4) 多摩市の実施する健診は国保の被保険者が中心です。健幸都市実現のためには、全市民を視野に入れた対応が必要です。市の考えを伺います。

- (5) 保健所の統廃合は今回のような感染症に対して十分な対応が行えない状況を生んでいます。また、PCR 検査センター設置も区部と比べると格差が生じています。市民の命と暮らしを守るために、東京都が果たすべき役割をどうとらえているのか伺います。

2 「ジェンダー平等」の実践をすすめるために

多摩市では「SDGs」という考え方が、教育の場でも浸透しています。持続可能な開発目標に向かって様々な学習、実践が進むことは重要なことです。「ジェンダー平等を実現しよう」は「SDGs」5番目に掲げられています。オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地として決定したアイスランド共和国と日本の「ジェンダーギャップ指数」の格差はあまりに大きなものがあります。2019年の指数は、アイスランドは1位ですが、日本は121位、G7の中でも断トツの最下位です。

注目しなくてはならないのはその内容です。教育と健康分野では、日本は1位に近いのに、足を引っ張っているのは「経済と政治」です。給与面をみると、現状は正社員同士で比べても女性の賃金は男性の7割、パートまで含めると5割台にしかありません。長時間労働で家庭生活にも十分参加できない男性を中心とした現状を考えると、本当の働き方の改革が必要です。政治分野では、多摩市議会も含め地方からの変化は一定表れていますが、国レベルでみれば、国会議員も官庁も男性中心の現状は大きく変化していません。

多摩市には、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」があります。2013年に制定されたこの条例、また「平和・人権課」の設置は、ジェンダー平等に向かった先進市の位置づけともいえるものです。さらなる推進を願って以下質問します。

- (1) 多摩市は1月に「男女平等・男女共同参画に関する」意識・実態調査を実

項目別質問内容

施しています。その結果の中で、前回調査からの変化、また更なる課題などについて、また今後それをどのように活かしていこうとしているのか伺います。

- (2) 今回の実態調査や市民参加のワークショップの結果なども活かし、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」が策定されようとしています。計画は作られたけれど・・・ということにしない努力は、行政・議会・市民みんなで考え、みんなで行動し、自分自身をも変える努力が必要だと思います。市長としてどのような考えを持っているのか伺います。
- (3) 教育の場では比較的「平等」が実現できているというのが、アンケート結果にも表れています。教育現場でさらなる「ジェンダー平等」推進のためにどのような点の改善が必要と考えていますか。教育長に伺います。
- (4) 国会では、野党共同で「LGBT 差別解消法案」が提出されています。また地方自治体でも「パートナーシップ条例」が次々に制定されています。公営住宅入居や病院の手続き同意など、早急に求められています。考えを伺います。
- (5) 夫婦別姓を求める動きに対して、安倍首相はいまだに「家族のありかた」論の答弁を繰り返しています。市長の考えを伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 東京都における「保健所・相談所の統廃合計画による」（1990年代からの）時系列的な統廃合実態と現在の状況。それぞれの保健所の管轄する市町村名と人口。主な業務。
- ② 保健所統廃合の中で多摩市に移管された業務内容、それに対する人的、財政的支援状況。
- ③ 全都における PCR 検査センターの設置状況と検査実数。東京都や国からの財政支援状況。
- ④ 2－(1)の調査の内容と結果。
- ⑤ 2－(4)の実施状況（3月議会後の変化があれば）

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 2 年 8 月 2 1 日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 共に働く社会を目指して
～ウィズコロナの今、多摩市にもソーシャルファームを

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 2 年 8 月 2 1 日	No. 1 5
	午前 1 0 時 1 0 分	

項目別質問内容

今年の2月から今に至るまで終息の兆しのない新型コロナウイルスは、私たちの暮らしに、様々なところに影響を及ぼしているのが実際です。

その一つが仕事、雇用、働きではないでしょうか？

このコロナ禍で、慣れないリモートワークになったり。

補償がないまま休業を余儀なくされたり、解雇されたり。

社会を回すために感染のリスクの中、休めなかったり。

このコロナ禍において、このような結果は、本人のせいでは全くないにも関わらずおきているのではないのでしょうか？憲法27条にあるように働くことは誰にとっても大切な権利であることを踏まえ、以下質問致します。

働く場として、公園愛護会の中の福祉団体は他の団体と共に、公園を活用し清掃等の維持管理を担ってきました。そのことについて、昨年2019年 第一回定例会で向井元議員が、一般質問で、

「愛でるみどりから関わるみどりをコンセプトとした、阿部市長が掲げたみどりのルネッサンスを、新たなステージへと進めるためには、障がいを持つ方々の働く施設等からの優先調達を推進するという法の観点からも委託契約のもとで関わることの重要性」

について質問しています。その際、市は、

「愛護会として活動されている、障がい者団体について『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法』の施行といった背景もあることから報償費での謝礼という形ではなく業務委託としての整理を、今後、障がい者団体と協議しながら検討を進めてまいります。」

と、答弁しています。

その答弁から一年後の今年の3月、新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、今に至っています。4月には緊急事態宣言が発令され公共施設が閉鎖されたこと等により障がい者団体の仕事にも少なからず影響があったと聞きました。もし、先の答弁にあるような公園清掃の委託が進んでいれば平時であれ、現在のようなコロナ禍であれ一定の仕事があったと思われるところです。そこでお聞きしますが

(1) このコロナ禍、公園清掃など市の施設のお仕事は行うものなのでしょうか？

(2) 市は、障がい者団体への公園清掃などの委託契約を1年前の答弁の様に整理、協議し進めていくのか、改めてお考えをお聞きします。

(3) 昨年の3月の答弁から1年半程が経ちますが、進捗をお聞きします。

さて、このコロナ禍、10万円の特別定額給付金、持続化給付金、雇用調整助成金など国、都、自治体からの単発の支援はありました。しかし、経済の見通しが立たないこのコロナ禍で、雇い控えが顕著になり働きにくいとされる人々が今まで以上に厳しい状態に追いやられています。働く場の確保への支援は十分とは言えません。

項目別質問内容

一方、今社会の中での動きとして、ソーシャルファームという考えが始まっています。共に学ぶ、インクルーシブ教育と言う言葉は耳に馴染んできましたがそれと同様に、ソーシャルインクルージョン、つまり社会包摂の理念のもと、障がいのある人も、何らかの困難を抱える人も雇用する、共に働くしくみです。東京都も動き出しました。昨年2019年、12月「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」が制定され、今年示された指針には、経済的に自立している法人が、ソーシャルワークとしての役割を果たそうとする場合の、認証や支援について掲げられています。ソーシャルファームにおける、「就労困難者」は手帳のあるなしに関係なく障がいのある人を含め様々な困難を抱えている人を想定しています。

8/3、都議会生活者ネットワークによる、産業労働局雇用就業部就労支援施策担当課長と市民団体との意見交換会がありました。働きにくい人の支援をしてきた市民団体の皆さんのリアルさを聞き、都の担当者は、「働きにくい人がどのような人を指すのかも正直、これから他の所管とも連携し勉強していく。皆さんからも教えて欲しい。」と謙虚に話しておられたそうです。

そこで、お聞きしますが

(4) 多摩市が把握している、あるいは想定する「働き方に困難を抱える人」とはどのような人でしょうか。

(5) さて、この、先の見えないコロナ禍において、市は、様々な困難を抱える人の働ける場を考えることが増えるのではないのでしょうか？

障がいに限らない困難を抱える人について、庁内のそれぞれの所管が把握する人数をお聞きします。

(6) 東京都は条例を施行しましたが、具体的に困難を抱える人についてのノウハウは市民や自治体が持っているとも言えます。多摩市も聖蹟桜ヶ丘のVITA内には障がい者自立支援法によらない、ともに働く場を運営するNPOがあったり、市庁部局でもハートフルオフィスでは発達障害の方を通じ、ともに働く環境を学ばせて頂けたと思います。そのことを踏まえ、困難を抱える人が共に働けるソーシャルファームのような考え方について市の見解と方向性を伺います。

(7) 東京都におけるこの条例の所管は産業労働局です。つまり、多摩市に当てはめると市民経済部ということになるのでしょうか。障がいのある人だけではない、様々な困難を抱える人の雇用のしくみとなると、障害福祉課のくくりに当てはまらない様々な方がいらっしゃると思われます。であれば、市は組織として所管をどうするのか見解をお聞きします。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月21日

多摩市議会議員 岩永 ひさか

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 子どもたち一人ひとりの学びを保障していくために

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和2年8月21日	No. 1 6
	午前5時55分	

項目別質問内容

新型コロナウイルス感染症の拡大によりもたらされた学校の長期休校は、子どもたちのオンライン学習環境の整備を加速的に進めることとなり、多摩市でも来年度から、児童、生徒一人一台タブレット端末が実現することとなりました。 「学びを止めない」ための学習環境が整備されることは、歓迎すべきことですが、その一方、学び方が確実に様変わりすることに伴う子どもたちの健康問題やタブレット端末を維持更新し続け、学習を保障するという観点では、長期的視点での市の財政負担等、気にしておくべき点もあると考えています。 また、現在、子どもたちの育ちをていねいに保障していく立場から、少人数学級の導入が議論され、文部科学大臣は積極的に取り組む姿勢を示しており、ここ数年で従来の公教育の在り方そのものの形は大きく変わっていくのではないかと思います。こうした状況を踏まえ、多摩市でも、子どもたちの学習環境の変化や学校生活の在り方について、「学びの保障」という視点から、今年度市長施政方針で示された「誰一人見捨てない教育」の方向をめざし、議論していく必要があると思います。 今年の3月の定例会では市議会での一般質問が中止となったため、その際、取り上げることのできなかった「不登校総合対策」への取り組み状況を含め、今後、どのように学びをアップデートさせていくか、学びの保障を考えていくのか等について以下、質問いたします。
(1) 今年度、小学校中学校それぞれ1校で実施する教育・心理検査について伺います。 ①教育・心理検査はどのような検査なのか。また、すでに市内小学校では導入済みの学校があると聞いているが、どのような成果が得られているのか。 ②検査の実施により、期待する成果と目標について
(2) 「不登校総合対策」の策定に向けた取り組みについて伺います。 ①策定の目的と検討するメンバー、策定のスケジュール、現在の進捗について ②国の動き、都の動き、市の現状と課題等、昨年度の不登校状況に対する総括について ③現時点で想定している盛り込むべき事項と内容について ④不登校特例校の設置に向けた取り組みとその進捗状況について
(3) 多様な学び方を保障するための取り組みについて伺います。 ①長期休校期間中によるオンライン学習環境の試行の総括と、今後のeラーニング導入の考え方について

項目別質問内容

[illegible]